社說

銀行預金の增減

銀行の諸預金は物價の高低に從て增減するの常にして例へば昨年來の如く物價著しく騰貴するときは世間一體に生計の費用を增して貯蓄を爲す能はざるは勿論商賣工業を盛む者は原料品の仕入れ又は商品の買入れに從前より多額の費用を要するを以て資金の需要を增し之れに加へ戰後の餘波に連れ金利を銀行に預け入るゝなどの餘裕なかる可し即ち物價騰貴の爲めに預金の減少するは實際に免れ難き所なれども銀行の方より考へるに資金の需要の增加するに連れ貸付の利子を引上げて預金利子との差を增すを以て預金の減少する場合には其利子を高くして取付の勢を防ぐと同時に新に世間の貯蓄心を奬勵して預金の增加を期し難きに非ず今春來市中の諸銀行が利子を引上げて頻りに預金の吸收を謀る所以にして世間には熱心に引上げの必要を唱ふる者あれども果して目的通り預金を增して貸付の資力を養ふを得るや否やと云ふに我輩は目下の實際に於て其成効を疑ふものなり元來中流以下の人民に節儉の風を促して貯蓄を奬勵するは非常の難事にして多少利子を引上げたればとて直に預金吸收の目的を達し得べきものに非ず銀行が此邊の事情を顧みずして妄に利子を引上げんには其結果は單に一銀行の預金を他に移すに過ぎず銀行全體に資金の供給を豐にして金融運轉の勢を穩和するなどの効を見る能はざる可し昨年來利子引上げの實際に徴して疑を容れざる所にして最近の調査に據り市中諸銀行の預金の增減と利率の高低とを比較すれば左の如くなりと云ふ

年月	預金	三箇月定期預金利子	當座預金利子
十八年十月	六五、四四七、三六〇	五五〇	一三〇
十九年十月	六五、〇三二、四三四	五三八	一三一
二十年十月	六二、九七七、七三五	五六〇	一三〇
二十一年十月	六二、八四七、七二五	五七〇	一四二
二十二年十月	六三、〇三五、六〇七	五七〇	一四二
二十三年十月	六三、六〇四、〇七八	六〇二	一四六
二十四年十月	六五、二七二、五五五	六一九	一四九
二十五年十月	六四、三一〇、六〇三	六三三	一五六
二十六年十月	六四、四九七、三七二	六四〇	一六五
二十七年十月	六三、六九六、二九八		

利子に非常の騰貴を見たるにも拘はらず預金が却て減少せんとするは余く貯蓄心を奬勵する能はざりし證據にして斯の如くなれば預金吸收の目的を達し難きを知る可きのみ或は銀行が殆んど貸付利子に接近するまでに預金の利子を引上げんには中流以下の輩より金錢を吸收するの効あるのみか昨今の如く金融の逼迫したる場合には銀行が斯る非常手段を[illegible]して相別の不都合を經かざる可しと云ふ[illegible]ばらんかなれども[illegible]の如く日本銀行が[illegible]より[illegible]利にて自由に資金を融通する場合には[illegible]銀行が斯る手段を行ふて預金を吸收し以て自家の調立を謀り得たりとするも畢竟の實際より云へば決して策の得たるものに非ず目下連年の輸入超過の爲めに日本銀行の正貨準備は次第に減少する他の一方には資金の需要切迫して花旗券相場の傾ありを以て一割に近き金利を維持するの必要あれども一旦賣買上に輸出超過の實を呈して正貨の流入を受けんには金利の低落を見るは必然の勢なり中央銀行の金利が一割に近ければ市中の銀行は預金の利子を引上げて資金融通の調立を唱ふれども金利にして低落するときは今日妄に利子を引上げたるものは他に比して意外の損失を被むらざるを得ず銀行が預金吸收の必要を認めながら大に利子の引上げを斷行する能はず僅に一二厘の引上げに依て目的を遂せんとする所以なる可けれども斯る姑息の策を施したればとて實際に効能を見る能はざるは明白の事實なり思ふに預金吸收の手段を以て利子の引上げにのみ限れりとするは非常の誤解にして素性を知れざる銀行が如何に高利を唱ふるも直に預け入れの念を起す者の稀なるを見ても其た明なれば眞に吸收の實を收めんとならば先づ小銀行を合併して大銀行を成し世間の信用を增すみを適當の處置と云ふ可けれ漫に利子の引上げを唱ふるが如き空論の調を免かれざるなり

電報

左記三項禁轉載（本紙より轉載の旨を明記したるものの口外禁なし）

（時事新報北京特電）

○沙市事件の談判落着す

北京七月十日午後一時五十分特派員發（支那線故障延着）

沙市暴動事件の談判落着せり損害賠償金一萬五千圓、外に居留地堤防費の半額七萬五千圓を支那政府より我に支拂ふ筈なり尙ほ岳州、福寧、福州の各居留地に關して或る權利を得たり

○江西に暴民起る

同上

江西に暴民起り勢甚だ猖獗なり

○佛人の會堂燒かる

北京七月九日午前九時三十分特派發

保定府の兵隊亂暴して佛蘭西の教會堂を燒きたり

（時事新報京城特電）

○新任警務使

京城七月九日午後特派員發

李鍾健警務使に任ぜられ隱謀逆罪者の捕縛を厲行す

○韓廷大臣の更迭

京城七月十日午後特派員發

閔泳喜度支部大臣に轉任し沈相薰軍部大臣に任ぜらる

○皇帝廢立の計畫

京城七月十日午後特派員發

金在鳳等の縛に就きたる原因は彼等の徒黨が皇帝を廢し皇太子を立んとの計畫を爲したるためなりとの說あり

○巡檢閔泳駿の邸に向ふ

京城七月十日午後特派員發

昨夜巡檢數名濱口なる閔泳駿の別墅に向ふ閔氏は今回の逆黨者なりとの風說あれば多分捕縛されしならん

○警務使更迭

京城七月十日午後特派員發

新任警務使李鍾健は忽ち其職を免ぜられ尹勇烈其後任となる

○隱謀事件關係者

京城七月十日午後特派員發

今回の事件の關係者は韓國知名の士多くシルイタイ（事大黨？）の過半其他民間有志の士にて事態極めて重大なり

○倉庫に對する諸銀行の處置

神戸七月九日午後特發

當地倉庫事件に關係ある諸銀行は共同にて事を處せんとせしも諸合は尹先づ三菱銀行は昨日午後西出町及び東出町の倉庫に對して差押へをなし今朝他の五銀行に通知したるに他銀行は慌てゝ現場に馳せ付けたりしが兎角異議の分多く結局異論なき分は三菱銀行にて引取り其他は六銀行共同にて保管する事となりたり併し現物と藏入證との付合せは非常に煩亂せるを以て頗る困難なる可し兎に角此事件の爲めに諸方に非常なる影響を及ぼさん

○憲政黨大阪支部發會式

大阪七月九日午後特發

憲政黨大阪支部發會式は本日午後二時半より大阪ホテルに於て開會せり出席者凡二百名例れも舊自由黨及び舊進步黨員のみにて實業者にも案內したりしが出席するものなかりし從て同黨席するや菊地侃二氏創立委員を代表して開會の趣意を述べ次より議長として東尾平太郎氏を指名して議事に移り支部規約は總て原案に決し次に幹事五名を議長より指名にて選擧し常議員五十名は創立委員幹事幷に本日の議長等にて決議の上指名する事に決し次で東良三郎、田中正造、片岡健吉等諸氏の演說あり式終て祝宴を開き花火等の餘興ありたり

○小松宮殿下

命海七月九日午後特發

小松宮殿下今朝高岡より御歸途當地にて御中餐只今山城へ向け御出發遊ばさる

（以上三件前號欄外再錄）

○內外人結婚許可條規

朕帝國議會の協賛を經たる明治六年第百三號布告改正法律を裁可し茲に之を公布せしむ

御名御璽

明治三十一年七月九日

（各大臣副署）

法律第二十一號

明治六年第百三號布告左ノ通改正ス

第一條　日本人ガ外國人ヲ妻子又ハ入夫トスルニハ內務大臣ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

第二條　內務大臣ハ外國人カ左ノ條件ヲ具備スルニ非ザレバ前條ノ許可ヲ與フルコトヲ得ズ

一　別籍ヲ一年以上日本ニ住居又ハ居所ヲ有スルコト

二　品行端正ナルコト

○贋本手數料規則

司法省令第十號

第一條　非訟事件手續法第四十二條第一項及ビ第五十七條第一項ニ依リ贋本ノ交付ヲ申請スル者ハ其贋本一枚ニ付キ手數料金十錢ヲ納ムベシ但一枚ニ滿タザルモノト雖モ仍ホ之ヲ一枚ニ計算ス

第二條　同法第百二十五條ニ依リ法人及ビ夫婦財產契約登記簿ノ贋本又ハ抄本ノ交付ヲ申請スル者ハ其贋本一枚ニ付キ手數料金十錢ヲ納ムベシ但一枚ニ滿タザルモノト雖モ仍ホ之ヲ一枚ニ計算ス

第三條　手數料ハ登記印紙ヲ申請書ニ貼附シテ之ヲ納ムベシ

明治三十一年七月十一日　司法大臣　大東義徹

○臨時檢疫部開設

明治二十八年勅令第百四十四號第八條ニ依リ臨時檢疫部開設

[illegible]

○笠置艦回航委員

去る八日左の通り任命ありたり

海軍中佐　佐伯陽

海軍大尉　武部肇

海軍大尉　關重孝

海軍中尉　佐々木高志

海軍中尉　伊集院俊

海軍少尉　內田虎三郎

御軍少尉　松村菊男

海軍少機關士　開龜鹿衛

海軍少機關士　牧原雄吉

海軍大軍醫　三沼稻次郎

海軍大主計　[illegible]

○總督府民政部各課長

臺灣總督府民政部の各課長は今度の改革に依り去る一日左の如く任命されたりと

人事課長　大鳴富士太郎

文書課長　木村匡

外事課長兼警務課長　杉村濬

[illegible]課長　同　[illegible]

[illegible]　[illegible]

[illegible]　[illegible]

[illegible]